

地域住民の皆様へ

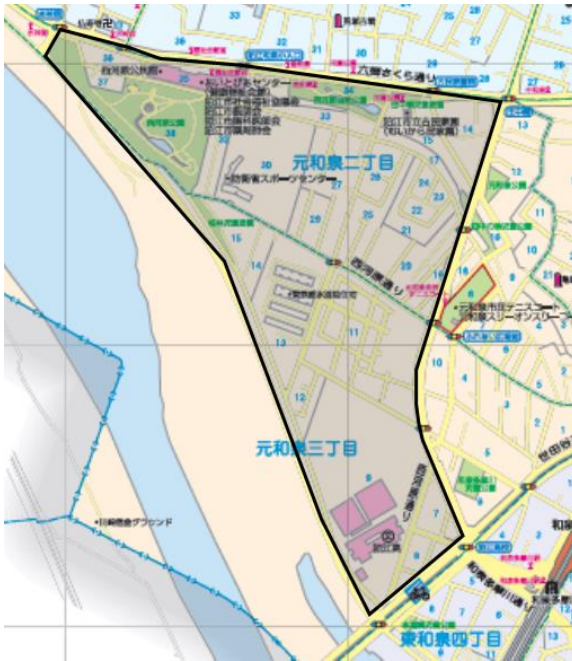
交通規制 (ゾーン30) のお知らせ

ゾーン30とは

ゾーン30は生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するために、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制することを目的とする交通規制です。

交通規制の範囲は

今回規制をかける区域は下図のとおりです。



どのような対策をするのか

今回規制をかける区域の入口に下記のような標識や路面標示を行います。

(例)



(実施事例)



何か生活が変わりますか

生活環境は基本的には変わりませんが、区域内は時速 30 キロの速度規制を実施することから、区域内を通行する際は速度を守っていただく必要があります。なお、ゾーン 30 の対策は区域内に進入してくる車両に対して視覚的に速度抑制する効果があることから、交通事故の少ない安全な区域になることが望めます。

いつごろ交通規制をかけるのか

交通規制は、令和元年 12 月 8 日から、路面標示は 12 月中旬を予定しています。

詳しいことを聞きたいときは、どこに連絡すれば良いですか

交通規制に関しては、調布警察署 交通課 交通規制係 (042-488-0110)

ゾーン 30 の対策に関しては、狛江市役所 道路交通課 交通対策係 (03-3430-1314) に問い合わせください。

<ゾーン30 規制箇所：拡大図>

